

社会福祉法人愛護会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人愛護会（以下「法人」という。）定款施行細則（以下「細則」という。）は、法人定款（以下「定款」という。）の規定により法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規則)

第2条 定款に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会運営規則による。

第3章 評議員

(評議員の改選時期)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(事前確認資料)

第4条 評議員の選任候補者の提案を行う場合（在任する評議員を選任候補者として提案する場合を含む）には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書（市町村発行のもの）
- (3) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

(就任承諾書の提出等)

第5条 評議員選任・解任委員会で評議員として選任された者は、速やかに就任承諾書を提出しなければならない。

- 2 就任承諾書が提出された場合は、前条の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 前条の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、前条の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第6条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(解任の提案及び手続)

第7条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、弁明の機会を保障しなければならない。

(欠員の補充)

第8条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第9条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第4章 評議員会

(評議員会の構成)

第10条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(理事及び監事の出席)

第11条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第12条 評議員会は、定款第12条に定める定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第13条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となる場合を除く）の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第14条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって評議員、理事及び監事に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。

(出席の有無の届出)

第15条 評議員、理事及び監事は、招集の通知を受けたときは、その出席の有無を理事長に届け出なければならない。

(招集手続の省略)

第16条 第14条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員提案権)

第17条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(定足数)

第18条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(議題の付議)

第20条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、理事又は監事を選任する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(報告又は説明)

第21条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の説明又は議題の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第22条 定款に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

2 評議員会の決議は、法令又は定款に定める場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

3 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

4 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権可否同数の場合にのみ行使することができる。

5 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 法人の解散

(4) 法人の合併(吸収合併、新設合併)

6 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

7 評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する評議員は、決議を行う評議員会の開会前までに理事長へその事項を届け出なければならない。

(決議の省略)

第23条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第24条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会の報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第26条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - ア 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(採決の方法)

- 第27条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。
- 2 議長は、一括して付議された議題については、一括して採決を行うことができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
 - 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることができる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。なお、議長が評議員全員に異議がないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。
 - 4 議長は、採決が終了したときは、その結果を宣言しなければならない。

(議事録)

- 第28条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表4のとおり記載しなければならない。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所に評議員会の日から10年間備え置かなければならない。

(欠席者への通知)

第29条 理事長は評議員会に欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第5章 役員

(役員の変更)

第30条 理事及び監事(以下、「役員」という。)の変更は、在任する役員の任期満了前に行わなければならない。

(役員の選任手続き)

第31条 評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合(在任する役員を選任候補者として提案する場合を含む)には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書(市町村発行のもの)
- (3) その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(就任承諾書の提出等)

第32条 評議員会で役員として選任された者は、速やかに就任承諾書を提出しなければならない。

2 就任承諾書が提出された場合は、前条の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 前条の資料を徴した者のうち、役員(補欠を含む。)に選任されない者があった場合には、前条の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途退任)

第33条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員の解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任手続)

第35条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、弁明の機会を保障しなければならない。

(欠員の補充)

第36条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第37条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第38条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第39条 理事会は、毎会計年度に5月、8月、11月、3月の年4回開催することを原則とする。

2 その他、理事会は、次の事項に該当する場合開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあり、監事から理事に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき

(招集者)

第40条 理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合

(2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合

(3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

5 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の手続き)

第41条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第39条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(定足数)

第42条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第43条 理事会の議長は、その理事に出席した理事のなかから互選により選出する。

(議題の付議)

第44条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、理事長又は業務執行理事を選定する議題を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(報告又は説明)

第45条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(理事会の決議事項・権限)

第46条 定款第27条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表2に記載のとおりとする。

2 理事会は、この法人の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- 3 理事会の決議事項と特別の利害関係を有する理事は、決議を行う理事会の開会前までに理事長へその事項を届け出なければならない。

(理事による利益相反取引等の制限)

第47条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき
- (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第48条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第49条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (2) 公益事業の運営に関する事項
- (3) 保有する株式に係る議決権の行使
- (4) 事業計画及び収支予算の同意
- (5) 基本財産の取得又は増加
- (6) 基本財産の処分

- 5 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第51条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第52条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(採決の方法)

第53条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。

- 2 議長は、一括して付議された議題については、一括して採決を行うことができる。ただし、理事長又は業務執行理事を選定する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることができる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。なお、議長が理事全員に異議がないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとするができる。
- 4 議長は、採決が終了したときは、その結果を宣言しなければならない。

(議事録)

第54条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり事項を記載しなければならない。

- 2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間備え置かなければならない。

(欠席者への通知)

第55条 理事長は理事会に欠席した役員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第7章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第56条 定款第27条に定める理事長の専決事項、定款第19条第2項に定める業務執行理事たる専務理事の専決事項及び事務局長、施設長の専決事項は別表3に記載のとおりとする。

- 2 前項の専決事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長又は業務執行理事の自己の職務の執行状況報告の中で理事会に報告しなければならない。
- 3 職務執行理事たる専務理事及び事務局長、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 第1項に規定する専決事項であっても次の事項に該当する場合は専決することができない。
 - (1) 法人運営に重大な影響がある場合
 - (2) 紛議論争があったとき、又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるとき。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、特に理事会において事案を事前に了知しておく必要があると認められるとき。
- 5 代決(理事長、又は専決者が不在のとき、又は事故あるとき若しくは欠けたときに、一時的にそれらの者に代り意思決定すること)は次の区分により行うものとする。
 - (1) 理事長が不在のときは、専務理事がその事務を代決する。
 - (2) 専務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
 - (3) 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
 - (4) 施設長が不在のときは、施設長補佐がその事務を代決する。
- 6 代決者は、事の重大又は異例に属する事項については代決することができない。ただし、あらかじめ指示を受けたとき、又は特に緊急を要するものについては、この限りではない。
- 7 代決者は、代決した事項について、すみやかに後閲の手続きをしなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

(施設長等)

第57条 定款第25条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1) 第一種社会福祉事業の施設長
- (2) 保育園の施設長
- (3) 共同生活援助事業の管理者
- (4) 法人本部事務局長

第8章 監事

(監事による監査)

第58条 監事による監査の実施については、別に定める監事監査実施規程による。

(評議員会提出議案同意権)

第59条 理事が評議員会に次の議題を提出しようとする場合には、事前に監事の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 監事の選任に関するもの
- (2) 理事の損害賠償責任の一部免除に関するもの
- (3) 理事の損害賠償責任の一部免除に関する定款の規定を定める場合
- (4) 理事の損害賠償責任の一部免除する責任限定契約に関する定款の規定を定める場合

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(評議員会における意見陳述権)

第60条 監事は、評議員会において次の意見等を述べることができる。

- (1) 監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
- (2) 監事を辞任後最初に招集される評議員会において辞任した旨及びその理由

(調査及び差止め請求)

第61条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第62条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の報酬等)

第63条 定款に監事の報酬等の額の定めがないときは、評議員会の決議によって定める。

2 各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるすることができる。

第9章 その他

(秘密の保持)

第64条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（付則）

- 1 この細則は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 事務決裁規程（昭和58年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成29年2月19日から施行する。
- 5 この細則は、平成29年6月1日から施行する。
- 6 この細則は、平成29年9月4日から施行する。
- 7 この細則は、平成29年11月17日から施行する。
- 8 この細則は、平成30年12月7日から施行する。
- 9 この細則は、令和2年6月12日から施行する。
- 10 この細則は、令和4年3月15日から施行する。

別表 1

評議員会決議事項

内 容		根 拠	議決数	
			過半数	決議に加わることができる評議員の3分の2
法人運営	1	定款の変更	法第45条36第1項、定款第43条第1項	○ (法45条の9第7項の3)
	2	法人の解散	法第46条第1項第1号、措置法第40条第1項	○ (法45条の9第7項の4)
	3	吸収合併契約の承認	法第52条法第54条の2	○ (法45条の9第7項の5)
	4	新設合併の承認	法第54条の8	○ (法45条の9第7項の5)
役員 の選任・ 解任・ 報酬基 準	5	役員（理事ならびに監事）、 会計監査人の選任	法第43条第1項	○
	6	監事の解任	法第45条の4第1項	○ (法45条の9第7項の1)
	7	理事の解任	法第45条の4第1項	○
	8	会計監査人の解任	法第45条の4第2項、法 第45条の5	○ (監事全員の 同意でも解任 可)
	9	役員、評議員の報酬等の支給 の基準の承認	法第45条の35第2項	○
	10	理事の報酬	法第45条の16第4項準 用 一般法人法第89条	○
	11	監事の報酬	法第45条の18第3項準 用 一般法人法第105条	○
財務に 関する 事項	12	事業計画書および収支予算書 (補正予算を含む)の承認	定款第34条、措置法第4 0条第1項	○
	13	決算書類（計算書類）・財産 目録の承認	法第45条の30第2項、 定款第35条2項	○
	14	基本財産の処分又は増加	経理規程第51条第1項	○
	15	基本財産の処分	定款第32条	○
	16	残余財産の帰属	定款第42条	○
	17	臨機の措置（予算外の新たな	定款第38条、措置法第4	○

		義務の負担及び権利の放棄)	0条第1項		
	18	公益事業の運営に関する事項	定款第40条第2項、措置法第40条第1項	○	
	19	社会福祉充実計画の承認	法第55条の2第7項	○	
その他	20	役員等の責任の免除（すべての免除）	法第45条の2の2準用一般法人法112条	×	×
				総評議員の同意による	
	21	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項		○	

備考

- 1 事業報告は評議員会への報告事項となる。
- 2 根拠の表記については次のとおり標記を省略している。
 - (1) 法-「社会福祉法」
 - (2) 一般法人法-「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
 - (3) 措置法-「租税特別措置法」
 - (4) 定款-「社会福祉法人愛護会定款」
 - (5) 経理規程-「社会福祉法人愛護会経理規程」

別表 2

理事会決議事項

	内 容	根 拠	議決数		評議員会の 決議の要	
			過半数	議決に加わる ことができる 理事の3分の2		
法人運営	1	法人の業務執行の決定	法第45条の13第2項第1号、定款第27条	○		
	2	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	法第45条の9第10項の準用一般法人法第181条	○		
	3	評議員会の招集	定款第13条	○		
	4	理事会の招集権者	法第45条の14第1項	○		
	5	定款施行細則の決定	定款第45条	○		
	6	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	法第45条の13第4項第4号	○		
	7	内部管理体制（法令順守等）の整備	法第45条の13第4項第5号	○		
	8	競業及び利益相反取引の制限	法第45条の16準用一般法人法第84条第1項	○		
	9	会計監査人の報酬	法第45条の19準用一般法人法第110条	○ (監事の過半数の同意が必要)		
	10	臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の同意	定款第38条、措置法第40条第1項		○ (理事総数の3分の2)	○

役員等の選任・解任等	1 1	理事長および業務執行理事の選定・解職	法第45条の13第2項第3号、定款第17条	○		
	1 2	第一種社会福祉事業及び保育所の施設長、共同生活援助事業管理者、法人本部事務局長の選任および解任	法第45条の13第4項第3号	○		
財務・計画・報告	1 3	重要な財産の処分および譲受け	法第45条の13第4項第1号	○		
	1 4	多額の借財	法第45条の13第4項第2号	○		
	1 5	事業計画書および収支予算書（補正予算を含む）の同意	定款第31条、措置法第40条第1項		○ (理事総数の3分の2)	○
	1 6	事業報告および計算書類の承認	法第45条の28第3項 定款例第32条	○		○
	1 7	基本財産の取得又は増加	経理規程第51条第1項		○ (理事総数の3分の2)	○
	1 8	基本財産の処分の同意	定款第32条、措置法第40条第1項		○ (理事総数の3分の2)	○
	1 9	資産の管理	定款第33条	○		
	2 0	会計処理の基準（経理規程の改廃）	定款第37条	○		
その他	2 1	公益事業の運営に関する事項の同意	定款第40条第2項、措置法第40条第1項		○ (理事総数の3分の2)	○
	2 2	保有する株式に係る議決権の行使	定款第39条、措置法第40条第1項		○ (理事総数の3分の2)	
	2 3	役員等の責任の一部免除	法第45条の22第2項準用 一般法人法第113条第1項	○		
	2 4	役員賠償責任保険契約の締結	法第45条の22の2	○		
	2 5	その他理事会で決議するものとして法令又は定款等で定められた事項		○		

	26	その他重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃（役員、評議員の報酬等の支給の基準に関するものは除く）	○		
--	----	--	---	--	--

備考

- 1 根拠の表記については次のとおり表記を省略している。
 - (1) 法-「社会福祉法」
 - (2) 一般法人法-「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
 - (3) 措置法-「租税特別措置法」
 - (4) 定款-「社会福祉法人愛護会定款」
 - (5) 経理規程-「社会福祉法人愛護会経理規程」

別表 3

専決事項一覧

事 案		専 決			備考	
		理事長	専務理事	事務局長 ・施設長		
		専決事項	専決事項	専決事項		
法人一般・人事に関する事案	1	法人業務の基礎的事項に関する事	○			
	2	理事会・評議員会の招集及び議案の提出に関する事（法令及び定款に定める理事長以外の招集者が行う招集を除く）	○			
	3	法人全体の内規、要綱等の制定・改廃に関する事	○			
	4	予算案及び決算案の作成に関する事	○			
	5	予算の流用、予算費の計上及び支出	○			
	6	公告、登記に関する事	○			
	7	寄附の募集事務に関する事（寄付金の募集は除く）	○			
	8	債権の免除・効力の変更に関する事	○			
	9	法人の組織及び権限に関する事	○			
	10	利用者の決定			○	
	11	正規職員の採用に関する事（別表1の2の11を除く）	○	(○)	(○)	
	12	正規職員の人事配置に関する事（別表1の2の11を除く）	○	(○)	(○)	
	13	有期契約職員の採用・給与に関する事			○	
	14	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事		事務局長・施設長以上 ○	所属職員○	
	15	時間外勤務命令に関する事			○	
	16	旅行命令・復命書の受理に関する事		事務局長・施設長以上 ○	所属職員○	

	17	事務引継書に関する事		事務局長・施設長以上 ○	所属職員○	
法人一般・人事に関する事案	18	正規職員の初任給に関する事	○	(○)	(○)	
	19	正規職員の昇給・昇格に関する事	○	(○)	(○)	
	20	正規職員の定期昇給に関する事		○	(○)	
	21	職員の休職、復職、退職に関する事	○	(○)	(○)	
	22	職員の育児・介護休業等に関する事		○	(○)	
	23	職員の人事記録及び諸証明に関する事		○		
	24	職員の諸手当の認定に関する事		○		
	25	労働安全衛生・メンタルヘルス対策に関する事		○	軽易なもの○	
	26	利用者の日常の処遇に関する事			○	
	27	利用者預り金等の日常の管理に関する事			○	
	28	官公庁等に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	(定款を除く)○	軽易なもの○		
	29	定例的な通知、申請、回答、証明等の処理に関する事			○	
	30	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		事務局長・施設長以上 ○	○	
	31	職員の研修に関する事		事務局長・施設長以上 ○	○	
	32	ホームページ・広報に関する事	○		軽易なもの○	
	33	IT (パソコン・サーバー・ソフト等を含む) の管理に関する事	○		軽易なもの○	
	34	返済期限が1年以内の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの(多額の場合を除く)、金融機関の指定	○			
	35	上記1から34以外の法人一般・人	○		軽易な	

		事に関すること			もの○	
収入事案	36	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関すること			○	
	37	寄付金採納に関すること	○			
	38	寄贈品採納に関すること			○	
	39	その他の収入に関すること			○	
契約事案	40	その他の財産（固定資産）の取得に係る契約の締結に関すること	300万以上 1,000万円 未満○	300万円 未満○		金額は1 件の事案 の額
	41	その他の財産（固定資産）の処分等に係る契約締結に関すること	100万円以上 500万円 未満○	100万円 未満○		金額は 帳簿価格
	42	工事等の請負契約又は委託契約に関すること（新設の基本財産となるものは除く）	300万以上 1,000万円 未満○	10万円以上 300万円 未満○	10万円 未満○	金額は1 件の事案 の額
	43	日常的に消費（使用）する給食材料、物品、消耗品、交際費、広告宣伝、研修、賃貸借契約、保険契約等	500万円 以上○	100万円以上 500万円 未満○	100万円未 満○（事務 局長は給食 材料に関する 事項は除 く）	金額は1 件の事案 の額
	44	緊急を要する物品の購入及び工事（災害・故障に限定）	500万円以上 1,000万円 未満○	100万円以上 500万円 未満○	100万円 未満○	金額は1 件の事案 の額
	45	補助金（委託費）交付契約の締結に関すること	500万円 以上○	100万円以上 500万円 未満○		金額は1 件の事案 の額
	46	上記40から45以外の契約に関すること	500万円以上 1,000万円 未満○	500万円 未満○		金額は1 件の事案 の額
預金支払の事案	47	新設の基本財産（固定資産）の取得に係る支出	○			金額は1件 の支払先の 額
	48	その他の財産（固定資産）の取得に係る支出	500万円 以上○	100万円以上 500万円 未満○	100万円 未満○	金額は1件 の支払先の 額
	49	工事等の請負契約又は委託契約に係る支出（新設の基本財産となるものは除く）	500万円 以上○	100万円以上 500万円 未満○	100万円 未満○	金額は1件 の支払先の 額
	50	日常的に消費（使用）する給食材料、物品、消耗品、交際費、広告宣伝、研修、賃貸借契約、保険契約等に係る支出	500万円 以上○	100万円以上 500万円 未満○	100万円未 満○（事務 局長は給食 材料に関する 事項は除 く）	金額は1件 の支払先の 額
	51	借入金返済に係る支出		○		金額は1件 の支払先の 額

	5 2	定期的な役員報酬、給与、賃金等の支出		○		金額は1件の支払先の額
預金支払の事案	5 3	旅費の支出		事務局長・施設長以上又は50万円未満○	所属職員50万円未満○	金額は1件の支払先の額
	5 4	法人内の資金の繰入、貸借に係る支出	500万円以上○	500万円未満○		金額は1件の支払先の額
	5 5	その他の支出（予算がありかつ契約等の手続きがあるもの）	500万円以上○	500万円未満○		金額は1件の支払先の額

(備考)

- 注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。
- 注2 本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。
- 注3 法人収入及び支出に関する事案の内、上記専決金額範囲であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。重大な影響がある場合、理事長は専決せず、理事会に諮るものとする。
- 注4 請負又は委託については、専決事項該当であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を履行し、金額に応じて理事会に諮る。
- 注5 理事長専決であっても備考欄中、(○) 該当者との協議事項とする。

別表4 評議員会議事録記載事項

- 1 開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表5 理事会議事録記載事項

- 1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - (1) 理事の請求を受けて招集されたもの
 - (2) 理事長以外の理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されな
いたため、その請求をした理事が招集したもの
 - (3) 監事の請求を受けて招集したもの
 - (4) 監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - (3) 理事会で述べられた監事の意見
- 6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外
の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- 7 議長の氏名